

「新型コロナウイルス 緊急事態宣言解除後の  
施設利用におけるキャンセル規定および遵守事項について」

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、深く感謝申し上げます。

さて、政府の緊急事態宣言解除にともない、改めて新型コロナウイルスの対応について、  
下記のとおりご案内いたします。

ご利用者様におかれましては、引き続き感染防止にご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 施設利用に伴うキャンセル規定

今般、新型コロナウイルス感染拡大が急増し、今後コロナ第三波など、予測しえない状況が続いております。そしてイベント主催者様（運営者様）にとっては、予約そして実施に踏み切れない状況が続いていると考えております。

このような状況を踏まえ、施設利用規約第8条（キャンセル料）の定めにかかわらず、以下の通りといたします。

○契約成立以降、イベント実施予定日の30日前までに中止の判断となった場合、キャンセル料は請求をしないものとする。

（ただし、開催前に発生した実費については、発生した場合のみご請求をさせていただきます。）

2. 対象期間

2021年3月31日までの利用日申し込み分

3. ご利用の際の遵守事項

(1) 主催者（運営者）様に向けた遵守事項

- ・東京都発信の「事業者向け 感染拡大防止ガイドライン」に則り、施設の規模、イベントの内容に応じた感染防止対策を講じるようにしてください。
- ・イベント期間中「マスク着用」、「手洗い」、「アルコール手指消毒」の励行
- ・主催者（運営者）様および参加者の三密防止策の実施 等
- ・万が一、感染者が出た場合や感染が疑われる症状が発症した場合には、速やかに当法人までご連絡をお願いいたします。イベント終了後であってもご連絡をお願いいたします。

4. その他

コロナウイルス感染状況により政府、東京都より緊急事態宣言および外出自粛、休業要請等の発令によりイベントを実施する事が困難と弊法人にて判断した場合、イベント直前、実施期間中であっても中止とさせていただきます。

※詳細は施設利用規約第23条（非常時における対応）参照

以 上